

桜井市監査委員公表第 2 号

令和 7 年度定期監査（第 3 次）結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 26 日

桜井市監査委員	今 西 秀 仁
同	札 辻 輝 巳

監査結果報告

1. 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施いたしました。

2. 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

3. 監査の対象及び期間

監査内容	令和7年12月1日現在の監査資料による
監査期間	令和8年1月6日から令和8年2月17日まで
対象部課	総務部 総務課 財政課 税務課 イノベーション推進室 都市建設部 土木課 営繕課 都市計画課 住宅課 まちづくり部 商工振興課 農林課

4. 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めているか等を主眼において監査いたしました。

監査の着眼点

① 組織、人事配置について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営上不合理な点は無いか ・ 職員の勤務状況は適正か
② 予算の執行状況、 収納事務、支出事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか ・ 調定の時期及び手続は適正か ・ 支出負担行為は法令等に違反していないか ・ 支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか ・ 旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数が関係記録と合致しているか
③ 契約事務(委託・工事)について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な方法により契約を行っているか ・ 随意契約理由は適正か ・ 契約の履行確認は適正に行われているか
④ 負担金、補助金の執行について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出対象、支出金額は適正か ・ 補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われているか
⑤ 公の施設の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか ・ 協定書等に必要事項が適正に記載されているか ・ 管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
⑥ 財産の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品台帳に登録されているか ・ 物品は正しく管理され整理されているか
⑦ 公金等の保管状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か ・ 郵便切手やはがき等の保管が適正且つ差引簿とも合致しているか

5. 監査の実施内容

本年度の監査計画に基づき、監査対象部署から提出された関係書類及び諸帳簿を照会したうえで、監査当日は、担当職員から事務の執行状況等について聴取し、主要な事業及びその予算の執行状況並びに、委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理が適正かつ効率的に行われているかについて監査いたしました。

6. 監査の結果

事務の執行状況等に関しては、監査を実施した範囲において、概ね、関係法令等に基づき、適正且つ効率的に処理されているものと認められましたが、改善・検討を要する事項が一部見受けられましたので、担当部署の所属長及び職員に対し所見を述べるとともに、指導を行いました。

担当部署におかれては、今回指摘した事項について十分留意していただき、より一層、慎重かつ丁寧に今後の事務を執行されることを望みます。

改善・検討を要する事項は、次のとおりです。

(1) 委託・工事・修繕の契約について

ア. 計画策定等の業務をコンサルタント業者に委託している事例が多く見受けられるが、コンサルタント業者の活用にあたっては、真に業者が持つ専門知識やスキルが必要不可欠な業務であるかを十分に精査していただき、業務を発注する際も、安易に業務全般を丸投げすることなく、担当部局において責任感と主体性をもって取り組まれることを心がけていただきたい。

(各課共通事項)

イ. 修繕について、主に緊急性を理由とする随意契約が多く見受けられるが、随意契約による際は、業務の内容や期限等を考慮して、適切な契約理由を適用されるとともに、業者の選定についても、合い見積もりを徴する等して、極力、透明性と公平性を確保されるよう努めていただきたい。

(各課共通事項)

ウ. 委託業務については、機械的に前年度の内容を踏襲するのではなく、毎年度、業務の必要性を始め、これまでの成果や費用対効果についても精査・検討を加えられたうえで、次年度以降の委託金額や業務内容を決定されたい。

(各課共通事項)

(2) その他

ア. 市税の徴収については、引き続き、適正かつ公平な課税・徴収業務を心がけていただき、歳入の確保と未収金の回収に努めていただきたい

(税務課)

イ. 未納となっている住宅家賃や駐車場代については、滞納者の収入や生活状況にも配慮したうえで、根気強く滞納の解消に努めていただきたい。

(住宅課)